

仕 様 書

1 概 要

- (1)対象建物 京都府公営企業管理事務所
- (2)需要場所 福知山市字石原1158
- (3)用 途 公営企業管理事務所で使用する電力(産業用)

2 仕 様

(1)電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 2回線受電方式
- カ 発電設備 発電設備なし

(2)契約電力、予定使用電力量(想定)

ア 契約電力(常時・予備電力共)

当該1月間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。契約前の契約電力の実績は、京都府が提供する。

イ 予備電力

予備電力は、常時電力供給設備等の補修及び事故等により不足電圧等が生じた場合に常時電力の供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路に受電する。

ウ 使用電力量(想定)

2,533,000kWh

エ 契約電力(想定)

446kW

(3)契約使用期間

令和元年9月1日0時から令和2年8月31日24時まで

(4)需給地点(責任分界点)

需要場所構内における構内第1引き込み柱に設置する開閉器1次側とする。

(常用・予備線とも同様)

(5)電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6)保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7)検針日及び計量

検針日は、実際に検針を行った日に関わらず、毎月1日とする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8)代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = \left\{ \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、98%とする。

(11) 燃料費調整額

燃料調整額は、入札時に提出した燃料調整額の算定方法（基準燃料価格、基準単価、原油換算係数等）に基づき算定する。

なお、契約期間中の基準燃料価格、基準単価、原油換算係数等の算定諸元の変更は認めない。

(12) その他割引

その他の割引がある場合にあっては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定するものとする。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

なお、入札金額の算出に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

(14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府は、請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(16) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(17)その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。

以上